

特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業仕様書

1 概要

1.1 委託業務名

「特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業」（以下「本業務」と記載）の委託業務

1.2 調達目的

本業務は、福井県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」と記載）が市町からの依頼に基づき調査対象レセプトから結核性疾患および精神疾患に係る額の抽出・点検、点数および金額の集計を実施し、市町が国へ申請するための特別調整交付金（結核・精神）の正確な交付金算定を支援することを目的とする。

1.3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 委託業務内容

2.1 委託業務概要

連合会が提供する市町のレセプトデータをもとに、国の交付金算定基準に基づき機械的に抽出の上、点数および金額計算を行い、連合会が指定するスケジュールに沿って成果物を納品する。

本業務の成果物は、各市町が過誤等の差引（確定情報との突合）、償還等高額療養費の反映等、交付金の申請に必要な各種作業を実施するのに適したデータ形式で、市町ごとにフォルダ分け等の整理を行い、連合会に納品すること。

2.2 本業務に必要な情報の抽出、分類および集計方法

- (1) 国および福井県の抽出条件に基づき、レセプトから本業務に係る額を抽出・点検等を行う。なお、本業務に係る額を抽出・点検とは、レセプトの内容から抽出・点検を行い、点数および金額の計算、抽出データの作成を行う事とする。

抽出条件および金額の計算方法については、他都道府県国民健康保険団体連合会での申請実績を有する方法とする。

レセプト内の個人情報は受託者が準備する匿名化ツールを用いて、匿名化を施すこと。なお、匿名化仕様を事前に提出し、連合会の了承を得ること。

- (2) 集計に必要なレセプト情報等の抽出は、抽出精度を均一に保つ為、人による目視によるものではなく、近年の会計検査の指摘事項を踏まえたうえで、申請条件に合致する最大限の交付金見込額を算出できるよう、申請実績を有するコンピュータによる機械処理によるものとし、該当データの漏れや誤謬のないようにすること。

- (3) 高額療養費については、確定情報を用いて求めること。

本確定情報を用いた処理の際に、過誤等が生じている場合は、必ず確定情報内の情報に更新す

ること。また、償還払分高額療養費等、市町において追加申請可能なインターフェースを用意すること。

確定情報内に存在しないレセプトは、申請対象外とすること。

- (4) 退職振替対象者、不当利得レセプトおよび市町判断により申請対象外とするレセプトを除外する機能を設けること。除外レセプト情報（レセプト全国共通キーおよび宛名番号等）は市町より提供する。市町より提供する情報の様式や項目について指定がある場合は事前に資料を提示すること。
- (5) 紙により再請求されたレセプトについては、確定情報内のレセプト全国共通キーが異なるが、コード情報ファイルから抽出したレセプトと、同一レセプトと判断され、かつ申請の可能性がある場合は一覧表を作成し、市町の判断をあおぐこと。市町が同一であるとの判断を行ったレセプトについては、申請対象レセプトとして追加集計を行うこと。なお、同一レセプト判断仕様および追加集計仕様を事前に提出し、連合会の了承を得ること。
- (6) 市町が本申請を検討するためのトライアル処理も併せて実施する。トライアル処理は一次と二次の2回実施する想定としている。トライアルの結果、本申請を実施しない市町分の委託費は発生しないものとする。

2.3 対象疾病

抽出対象となる結核性疾患および精神病については次のとおりとする。

社会保険表章用疾病分類表

- ① 大分類Ⅰ 感染症及び寄生虫症 中分類 0102（結核性疾患）
- ② 大分類Ⅴ 精神及び行動の障害 中分類 0501～0507（精神病）

※ なお、上記以外の場合においても、国が認める疾患が存在する場合は、国エビデンスを連合会に提示のうえ対象疾患に追加すること。

2.4 対象レセプトの種類

調査対象レセプトは国保一般分のうち、医科（入院、入院外、DPC）レセプト、調剤レセプトおよび訪問看護レセプトとする。

2.5 対象調査期間

下記のとおりにする。

(1) 一次トライアル

- ① 療養の給付費の申請対象期間：令和8年4月審査分～令和8年6月審査分

(2) 二次トライアル

- ① 療養の給付費の申請対象期間：令和7年10月審査分～令和8年3月審査分および令和8年7月審査分～令和8年9月審査分

(3) 本申請

- ① 療養の給付費の申請対象期間：令和8年1月審査分～令和8年12月審査分
- ② 高額療養費の申請対象期間：令和7年12月審査分～令和8年11月審査分

※ 償還払分高額療養費については、支給確定が令和8年1月～令和8年12月に行われたもので、

令和 7 年 12 月審査分～令和 8 年 11 月審査分までのレセプトのうち、申請対象となったもののみを対象とする。

2.6 対象市町およびレセプト件数

別紙 1「対象市町およびレセプト件数一覧」を参照すること。

2.7 提供レセプトデータ

連合会が提供するレセプトファイル等は以下のとおり。なお、提供するデータは匿名加工を施すものとし、そのツール等は受託者が提供すること。

- ① コード情報ファイル 医科：21_RECODEINFO_MED.CSV
- ② コード情報ファイル DPC：22_RECODEINFO_DPC.CSV
- ③ コード情報ファイル 調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV
- ④ コード情報ファイル 訪問看護：26_RECODEINFO_NUR.CSV
- ⑤ 確定情報：KD-IF317
- ⑥ 福祉医療情報ファイル（福祉医療を使用している該当レセプトの情報）
- ⑦ 福井県の基礎表 X（その 1、その 2）、基礎表 Y（その 3）

3 スケジュール

スケジュールは下表のとおり。スケジュールは予定であり、実際の日程は別途協議の上決定する。市町からの福井県への本申請提出は令和 9 年 2 月上旬を予定している。令和 8 年 12 月審査分および対象期間の確定情報の提供は、令和 9 年 1 月中旬となるが、本算定の納品物の受領が令和 9 年 1 月下旬となることから、受託者は十分な準備をもって業務を遂行すること。

項番	作業項目	担当	令和 8 年					令和 9 年		
			8	9	10	11	12	1	2	3
1	入札参加申請	受託者	▲							
2	入札、契約	連合会		▲						
3	一次トライアル用データ提供	連合会		▲						
4	一次トライアル処理	受託者		↔						
5	結果提供、二次トライアル希望調査	連合会			▲					
6	二次トライアル用データ提供	連合会				▲				
7	二次トライアル処理	受託者				↔				
8	結果提供、本申請希望調査	連合会					▲			
9	本申請データ準備	連合会						▲		
10	本申請データ処理	受託者						↔		
11	本申請データ等納品	受託者							▲	
12	本申請	市町								▲

4 成果物の納品

4.1 納品方法

成果物は、連合会が指定する期日までに、連合会および市町ごとに CD-R 等に格納し納品すること。

4.2 納品物

下記の資料等は各期日までに提出すること。

項番	資料名	提出期日
1	使用するシステムが他都道府県国民健康保険団体連合会で実績のあるものであることを証する書類（システムの使用実績一覧等）	入札参加申請時
2	ISMS またはプライバシーマーク	入札参加申請時
3	匿名化処理ツール	随時
4	匿名化処理ツールのマニュアル	随時
5	作業体制図	契約後
6	詳細実施スケジュール	契約後
7	申請資料作成支援ツール	随時
8	申請資料作成支援ツールのマニュアル	随時
9	トライアル結果一覧表	各トライアル終了後
10	特別調整交付金算出基礎票（様式第 24）集計データ	令和 9 年 1 月 21 日
11	結核性疾病および精神病に係る診療報酬明細書レセプト一覧	令和 9 年 1 月 21 日
12	申請対象レセプト明細データ	令和 9 年 1 月 21 日
13	データ消去証明書	業務終了後

4.3 納品物詳細

(1) 特別調整交付金算出基礎票（様式第 24）集計データ

市町が国へ特別調整交付金（結核・精神）の交付申請をするための基礎資料。

(2) 結核性疾病および精神病に係る診療報酬明細書レセプト一覧

保険者番号、保険者名称を記載し、結核性疾病および精神病に係るレセプトのレセプト全国共通キーを一覧で記載する。

(3) 申請対象レセプト明細データ

レセプト全国共通キー、医療機関コード、審査年月、診療年月、市町村番号、被保険者記号、被保険者番号、生年月日、費用額、保険者負担額、食事費用額、食事負担額、現物高額療養費等、連合会と協議のうえ確定すること。

(4) データ消去証明書

本業務終了後、連合会から提供したデータは返却すること。併せて、本業務の実施に当たり受託者が複写したデータは、確実に消去することとし、消去したことを証明する書類を連合会へ提出すること。

5 業務遂行にあたる遵守事項

5.1 守秘義務

作業を通じて知り得た事項及びレセプト等に記載のいかなる情報も第三者に漏洩しないこと。

5.2 ISMS またはプライバシーマークに則ったセキュリティ対策の実施

受注者組織内の ISMS またはプライバシーマークに則ったセキュリティ対策を実施することでセキュリティ事故の発生を防止すること。

5.3 レセプト等の取り扱い

- レセプト等の取り扱いは慎重かつ丁寧に行い、汚損、破損、遺棄、紛失のないよう細心の注意をもって行うこと。
- 委託者の要請によらないレセプト等の原本およびコピーの作業場所以外への持ち出しは厳に禁止する。
- レセプト点検従業員との連携と融和をもって作業をする。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ対応すること。
- (2) 本業務に必要なツールについては、最新化されたものを常に提供し、バージョンアップした際は、早急に連携すること。
- (3) 受託者は、委託者が必要に応じ実施する業務の適正な遂行を確認するための立ち入り監査を受けること。
- (4) 契約終了後において会計検査が行われる場合の支援を実施すること。(具体的には電話待機を想定)。また、会計検査により成果物の修正が必要となった場合、委託した年度の成果物を、当該委託業務を実施した年度から 5 年間は、無償にて修正し納品するものとする。
- (5) データ授受はセキュリティの担保された追跡可能な配送サービス(レターパック、書留、特定記録郵便等)の利用によりデータ授受を行う。

以上